

沼津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び沼津市職員
の育児休業等に関する条例の一部改正について

沼津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び沼津市職員の育児休
業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月9日提出

沼津市長 頼 重 秀 一

沼津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び沼津市職員
の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(沼津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第1条 沼津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第
69号）の一部を次のように改正する。

第2条中「、期末手当」の次に「、勤勉手当」を加え、「及び期末手当」を「、
期末手当及び勤勉手当」に改める。

第5条第2項及び第10条（見出しを含む。）中「期末手当」の次に「及び勤勉手
当」を加える。

第14条（見出しを含む。）中「期末手当」の次に「、勤勉手当」を加える。

(沼津市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 沼津市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第15号）の一部を次の
ように改正する。

第7条第2項中「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に
掲げる職員を除く。）」を削る。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

「提案理由」

地方自治法の一部改正等に伴い、会計年度任用職員に勤勉手当を支給するものである。